



こんなときは『年金の届出』が必要です!

就職、退職、結婚などによって加入者の種類が変わることがあります。届出をしなかったために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、届出は忘れずに行いましょう。

【家庭でできる節電のポイント】

温水洗浄便座はふたを閉め、こまめに温度調節をしましょう。

こんなときは	ここ（届出先）で	こうしましょう
被保険者の資格等に関する届出		
20歳になったとき	第1号被保険者→上三川町役場保険課 第3号被保険者→配偶者の勤務先	国民年金に加入の手続きをする
会社を退職したとき	上三川町役場保険課	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者も同様)
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	配偶者の勤務先	第3号被保険者への種別変更の手続きをする
配偶者の扶養からはずれたとき	上三川町役場保険課	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする
年金手帳をなくしたとき	第1号被保険者→上三川町役場保険課 第3号被保険者→年金事務所	再交付の手続きをする
保険料に関する届出		
口座振替を開始、停止、変更するとき	銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫・年金事務所	口座振替依頼書を提出する
保険料を納めるのが困難なとき	上三川町役場保険課	全額又は一部免除の申請をする 30歳未満の人→若年者納付猶予申請をする
学生で保険料を納めるのが困難なとき	上三川町役場保険課	学生納付特例の申請をする
給付に関する届出		
65歳になったとき	第1号被保険者→上三川町役場保険課 第3号被保険者→年金事務所	老齢基礎年金の受給手続きをする
障がいになったとき	初診日が第1号被保険者→上三川町役場保険課 初診日が第3号被保険者→年金事務所 20歳前に障がいになった場合→上三川町役場保険課	障害基礎年金の受給手続きをする
死亡したとき	上三川町役場保険課	国民年金加入中の人→ 遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求
年金を増やすための手続き		
定額以上の保険料を納めたい	上三川町役場保険課	付加保険料の手続きをする
海外に移住する場合	上三川町役場保険課	任意加入の手続きをする
60歳～65歳になるまで	上三川町役場保険課	高齢任意加入の手続きをする

▼問い合わせ先=保険課 高齢者年金係 ☎9129
宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4222

「子どもの人権110番」電話相談開設

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、いじめ、いやがらせ、強制・強要、暴行・虐待等様々な子どもの人権問題をめぐる相談に応じますので、悩みを持った児童・生徒及び保護者の方は気軽に相談ください。なお、強化週間は、子どもの人権問題に詳しい人権擁護委員が担当する予定ですので、安心してご相談ください。

▼期間 6月27日(月)～7月3日(日)

▼時間 午前8時30分～午後7時まで(土・日は、午前10時～午後5時まで)

▼実施機関 宇都宮地方法務局

栃木県人権擁護委員連合会「子どもの人権110番」全国共通番号 ☎0120(007)110 (フリーダイヤル)

▼問い合わせ先 福祉課 福祉人権係 ☎9128

7月10日は農業委員会委員選挙の投票日

7月19日に任期満了となる農業委員会委員の選挙は、7月5日(火)告示、7月10日(日)投票の日程で行われます。

○投票できる方

平成23年3月31日確定の農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方が投票できます。

選挙人名簿には、次の

- ①、②及び③から⑤までのいずれかの条件を満たし、平成23年1月10日までに選挙人名簿記載申請書を提出した方が登録されています。

- ① 上三川町農業委員会の区域内に住所を有する方
- ② 平成23年3月31日現在で年齢が満20歳以上の方
- ③ 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方
- ④ ③に該当する方の同居の親族又はその配偶者で、おおむね年間60日以上耕作に従事している方
- ⑤ ③に記載された面積の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、

社員でおおむね年間60日以上耕作に従事している方

○立候補できる方

① 平成23年3月31日確定の農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方

② 平成23年4月1日から7月10日までの間に満20歳以上となり、「投票できる方」の①及び③から⑤までのいずれかの条件を満たしている方

○立候補予定者説明会

▼日時 6月21日(火)

午後2時～

▼場所 役場3階大会議室

▼対象者 立候補予定者(代理でも可)

○立候補届出などの事前審査

▼日時 6月28日(火)

午前9時～正午まで

▼場所 役場3階大会議室

○期日前投票

投票日当日に用事(仕事、

旅行、冠婚葬祭等)があつて投票ができない方は、期日前投票をすることができます。期間及び場所は、次のとおりです。

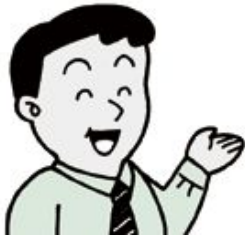
▼期間 7月6日(水)～

9日(土) 午前8時30分～午後8時まで

▼場所 役場町民ホール(正面玄関ホール)

○不在者投票

長期出張等のため町で投票ができない方や都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等の施設(入院所)中の方は、不在者投票をすることが出来ます。不在者投票を希望される方は、町選挙管理委員会にお問い合わせください。



○選挙区・投票区・投票所及び投票区域

選挙区等は、次の表のとおりです。なお、一般の選挙と異なりますのでご注意ください。

選挙区	投票区	投票所	投票区域
第1	1	本郷小学校体育館	上郷1区・上郷2区・上郷3区・上郷4区・上郷5区・西蓼沼・東蓼沼西・東蓼沼東・中根・向川原・東汗東・東汗西・上文挾・西木代・西汗上東・西汗上西・西汗下・磯岡・美里・青雲寮・露無・本郷台第1・本郷台第2・本郷台第3・ひがしはら
第2	2	上三川町役場町民ホール	三ツ家・常光坊・下町1区・下町2区・下町3区・下町4区・下町5区・中町・大町・上町・東館北部・東館南部・井戸川・愛宕町・峰町・願成寺・上蒲生北部・上蒲生南部・下蒲生・五分一・三村・坂上本田・坂上河原・三本木・桃畑・しらさぎ・泉町・睦洲・日産第1アパート・日産第3アパート・殿山寮・上三川寮・白鷺寮・雇用促進住宅・雇用促進住宅南・マロニエプラザ・友愛苑・並木・ペレンネ若松・上蒲生東
第3	3	明治コミュニティセンターホール	大山第1・大山第2・大山第3・大山第4・天神町・西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・上梁・川中子1区・川中子2区・川中子3区・下神主・上神主・石田下坪・西田南・西田北・島崎・石田上坪・鞆堂・薄市・間の田・西浦・富士見台・県営住宅・ゆうきが丘第1・ゆうきが丘第2・ゆうきが丘第3・ゆうきが丘第4・ゆうきが丘第5・トータスホーム

(投票時間：午前7時～午後8時)

○その他農業委員会委員選挙に関する詳細は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

▼問い合わせ先=上三川町選挙管理委員会(総務課 自治行政係内) ☎9116

【家庭でできる節電のポイント】 電気ポットのつけっぱなしは大敵です。長時間使用しないときはプラグを抜きましょう。